

第二十六回国会 衆議院 逓信委員会 議 録 第九号

昭和三十三年三月十一日(月曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 松井 政吉君

理事橋本登美三郎君 理事廣瀬 正雄君

理事松前 重義君 理事森本 靖君

上林山榮吉君 齋藤 憲三君

椎熊 三郎君 中曾根康弘君

平野 三郎君 星島 二郎君

井手 以誠君 志村 茂治君

杉山元治郎君 原 茂君

出席政府委員

郵政事務次官 伊東 岩男君

郵政事務官(大臣官房電氣通信監理官) 松田 英一君

郵政事務官(電波監理局長) 濱田 成徳君

委員外の出席者

郵政事務官(大臣官房人事部長) 大塚 茂君

日本電信電話公社總裁 梶井 剛君

参考人(日本放送協会会長) 永田 清君

参考人(日本放送協会理事) 小松 繁君

参考人(日本放送協会理事) 溝上 銈君

参考人(日本放送協会理事) 稲葉 駿作君

参考人(日本放送協会理事) 池田 幸雄君

専門員 吉田 弘苗君

二月二十日 委員大藤唯男君が死去された。

三月十一日 委員原彪君辞任につき、その補欠と

して井手以誠君が議長の名で委員に選任された。

三月六日

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

同日七日

日本放送協会昭和三十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

同日一日

春本簡易郵便局を無集配郵便局に昇格の請願(大森玉木君紹介)(第一五九九号)

同日六日

美ヶ原テレビ中継所設置促進に関する請願(下平正一君紹介)(第一九二六号)

簡易郵便局受託者の待遇改善に関する請願(林博君紹介)(第一九二七号)

同日八日

木屋町に特定郵便局設置の請願(關谷勝利君紹介)(第一八六四号)

同日八日

神戸市に簡易保険、郵便年金加入者保護ホーム設置に関する請願(首藤新八君紹介)(第一九五七号)

同日八日

佐田部落に公衆電話架設の請願(森本靖君紹介)(第一九八八号)

同日八日

の審査を本委員会に付託された。

本日(三月十一日)に付した案件

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

同日八日

放法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

電氣通信に関する件

提出、承認第一号)

郵政事業に関する件

けでございしますが、受信機の普及その他が不十分である場合には、やはり第一、第二の中波におきましては、教養を含めて参りたいと思ひます。従つてFMに限定したいと思ひます。どうしても教養的なもの、芸術的なもの、それから音質が非常に明瞭だという意味で音楽的なものへ次第に固めて参りたい。それで本年度中にその準備を終りました。明年度からは以上の趣旨に基いた形で公共放送へ入る所存でございします。そうなりますと、第一、第二の中波並びにFMをまじえての再編成を行いたい。そしてそれらを結び合はして、本来の公共放送として果すべき健全な娯楽と生活の向上と、そして教育、教養の面に役立ちたいというのが趣旨でございします。詳細につきましては、技術的な面もございしますので、重ねて副会長より申し上げます。

○小松参考人 ただいま会長から申し上げましたような大体的構想でございします。今のところでは、メーカーの生産態勢が整い、また一般がこのFMをぜひ将来とも、全国的なネットワークまで発展さすべきだという声が強くなりました。実際に移りたいという構想でございします。確定的な計画は、現在はまだはっきり樹立しておるところまでは進んでおりませんが、われわれは一応将来こういう姿まで発展させたいという考え方を持っております。これにつきましては、まず第一段階といたしまして、実験放送の期間中におきましては、三十二年度の予算におきまして、後半期の約六カ月につきましては、一日二時間ぐらゐ、特に一般の受信者が高音質、また内容におきまして非常に高度な、芸術的な

ものを主体といたしまして、特別な関心のある番組を一応予想いたしております。たとえて言いますと、その一つの例といたしまして、非常に高音質のLPを使いまして、音楽を送るとか、いろいろな種目のものを考えまして、約六カ月の実験放送を継続する予定にいたしております。全国的な実施に移ります場合は一応の構想といたしましては、東京以下主要都市におきましては約十キロくらいの電力の局、その他の地区につきましては一キロないし五キロワットくらいの局におきまして、約三十五局くらいの局を作ると、一応全国的なネットワーク・ワークを作るという構想を現在持っております。程度でございします。

○松前委員 試験放送を三十二年度からやられるのも少しお過ぎやせぬかとわれわれは思っております。来年度以降のFMに関する計画は三十五局というのを今伺つたのでありますが、年度別その他についての具体的なものができてないような感じがするのです。何かありましたら伺いたいと思ひます。

○小松参考人 これはわれわれはただ原案を持つておる程度でございまして、協会の経営委員会にかけて確定したものではありません。ただいま三十五局と申し上げましたのは、五カ年くらいでこれをやりたいという構想を持つておりますが、これは確定しているものではないと思ひます。もし御必要でありますならば、單なるわれわれの事務局における一つの案として、あるいは御参考のために資料としてお出ししてもけっこうでございします。その程度のものでございします。

○松前委員 私はこれは非常に重要な問題だと思ひますが、これについては一つ具体的な計画を立てておきたい。放送協会全体として一応の目安をつけてお進みになる必要があるのじゃないか。そういうことを申し上げるのは、これはメーカーの生産計画に関連するものであります。ただいま日本のFM受信機はまことに微々たるものではあります。アメリカやヨーロッパあるいはアメリカに輸出をされつつあります。これはおそろく御存じないであらうと思ひますけれども、日本の技術を使つて安く作つてこれを出そうということ、今アメリカからもバイヤーが日本に来てFM受信機の注文を發しようとしております。またフィリピン等に対しては日本人の中で、フィリピンでやつておみよげにたくさん持つていきつてあります。こういうふうなFM放送というものは、何も国民に対する放送プログラムの提供ということばかりでなくて、日本の輸出工業に対して非常に大きな誘引水になる。ことに日本のような精密機械工業等に適當した民族性にとつては、これは取っておきの問題だと思ひます。そういう点から見て、FM放送をすみやかに実施して、日本のFM受信機を生産態勢を確立して、東南アジアその他の地域に対してFM放送局の設置を促進し、これを指導し、そういうこの受信機の輸出をはかるというふうな、放送事業を通じて経済面にも関係したところの根本的な政策を実行しなければならぬと思ひます。これはもちろん通産省とも関係ありましようが、何といつても電波監理局と放送協会の使命ではないかと私は思ひますのであります。

す。お話がありましたように、民間の生産態勢が整つたならばという前提のもとにお考えになつておつたのでは、これは大間違ひでありまして、民間はもうあなた方がおやりにならぬ前にすでに生産して輸出をされている、アメリカの注文にも応じておる現状であります。またここ数日中に値段がきまるさうであります。とにかくそのようになり、輸出工業の非常に重要な問題になつておるFMに対して、これをいつまでも実施もしないでほつたらかして、これによって日本の弱電工業に非常に悪影響を及ぼすようなことがあると思ひます。責任を感じてもらわなくてはならぬ問題だと思ひます。日本放送協会の公共性にかんがみて、メーカーの生産態勢が整備したならばという前提で、外国のおかげで日本の民間のメーカーの態勢を整備するということにするのでは、一体日本には政策があるのかないかわからぬ、こういう感じを持つております。従つて私はこれ以上質問はしませんけれども、電波監理局から御答弁願いたいの、かつて六メガ、七メガがたがたやつたあの時代の影響を受けて、VHFのテレビのチャンネルが今の狭いところの追ひ込められていて、そこで争つておる日本の現況というものは、これは現在の電波監理局の責任ではないと思ひますけれども、電波監理委員会当時においてかつてなされた六メガ、七メガの問題の決定の際に、これが誤まつた結論が出て、今日のような状態に追ひ込んで参つたと思ひますのであります。

あります。けれどもこのような状態に追ひ込まれたという現実に対処して、UHFの問題も非常に重要でありまして、これなどもチャンネル・プランがすみやかに決定されて、これらの問題も早く醜い争から救われなければならぬというように私も私では考えております。UHFの問題とFMの問題に對しまして、何だか現在のVHFのチャンネル出願者等に災ひされて、どうも前進を見ないような感じがいたすのであります。これに對しまして電波監理当局の御見解を承わりたいと思ひます。

第一に、FM放送の周波数を早く決定して実施せしめること、そして国産産業を助長して海外に発展をはかること、アジアの指導的態勢を整えて模範的なFM放送をこしらえて、アジアの留学生または見学者が来たら、その模範的なものを見せ、これらの輸出指導態勢を整えること。第二はUHFその他に對しても同じことでありまして、また国内のトラブルを解消する意味におきまして、この問題の解決に對してどういふ御努力を払つておるか伺いたいと思ひます。

○濱田政府委員 超短波放送につきましての松前委員のお考えには、私全く同感でございします。諸般の情勢から考えまして、このFM放送は一日も早く実施の状態に持つていくように考えなければならぬと思ひます。これにつきましては、昨年の当委員会においても私は申し上げましたように、当局としては、この技術基準、あるいは免許方針について、いろいろな調査を鋭意やつておりますので、速からざるうちにこれができると考えております。そうし

ましたならば、また超短波のF M放送の実施を申請しておる面もたくさんありますので、なるべく早くこれが実現し得るよう適切な措置を講じなければならぬと思っております。それからこのF M放送につきましては製造会社の様子も、たゞいま松前委員が指摘されましたように相当準備は整つておるよう思ふのであります。私どももいたしまして、機会あるごとに、早くF M放送受信機的设计、大量生産の態勢を整へるがよい、電波はそう遠くないうちに出来ますからということを感じておるような状態でありまして、私は放送協会あるいは民間放送会社等が手をつないで協力してこの実現をはかりますならば、案外早く日本全体のF M放送が実現しまして、それがやがて輸出にまで――先ほど言われましたように、東南アジアあるいはその他にF M受信機が少量ではありますけれども今日輸出されておるのを知っております。これがもっともたくさん出るように、そして日本のラジオ、テレビジョン工業の海外発展の先がけになることを私は希望してやまない次第であります。そういう意味におきまして、私は早くF M放送の実現を考えなければならぬと思つておる次第でございます。このV H FのF M放送に使用しますチャンネル・プランは、なるべく早く作りたいたいと思うのであります。これはたゞいま審議中のV H F帯のテレビジョンとも大いに関係があります。私の考えでは、日本の将来のラジオの放送は、場合によつてF M放送をもつて置きかえるがいかもしれないとすらも考えたことがあるのであります。そういう意味におきまして、これはいろいろ理由があるのであ

りまして、ドイツは六割ないし七割方F Mに変わつております。スイスまたしかり、その他イタリア、イギリス、フランス等も順次F Mに変わつております。技術的ないろいろな問題がありまして、いろいろの批判もありましてけれども、日本のような細長い、両方に海を控えて山の多い国におきましては、F M放送を実施するのにきわめて適當なものであろうという理由がしばしばあるものであります。中波の大電力放送、F M放送の両方の実施ということも一案だろ

り、これの平和的利用を大いにやることによって、国民民福の増大をはからなければならぬというように考えまして、U H F放送事業における開発を進むべきであるという信念を持っております。そういう意味におきまして、もし日本においてV H Fにおきまところの放送が電波資源において不足を感じるならば、当然一刻も早くU H Fを考へるべきである。今申しますように、何ら技術において差はないと言つてもいいくらいでありますから、一日も早くこのU H Fの開発計画を進むべきであるという考えを持っておりますのであります。たとえば、今日V H F帯の十一チャンネルのテレビジョンを考へておられますけれども、これがやがて日本では、世界の趨勢に伴ひまして天然色テレビをやるといふ場合においては、これはU H F帯を使うべきかもしれないというように考へておられます。これについてはたくさん議論がありまして、これについてはたくさん議論がありまして、今日ここで決定的な意見を申し上げられませんが、この天然色に

持っておりますのであります。これも時期の問題でありまして、日本におけるテレビジョンは、現在はV H Fに主力を置く、これが天然色に移行するときには、U H FがいいかV H Fがいいかが問題になります。それからV H Fの白黒が今だんだん普及しまして、やがて百万台の受像機に到達するであろう。すなわち言いかえまして、数百億円の国民の投資が受像機に対して行われる、そういう状況でありますから、日本の将来は、テレビにつきましてはV H FとU H Fが両方存在するという状態に必ずなるであろうということとを私は予想します。この際におきまして、ラジオの方は中波をだんだんやめにして、そうしてこれに置きかえるにU H FのF M放送をもつてするといふことの必要が非常に強くなつて参りました場合には、テレビジョンのV H FをこのF Mに回して、逐次U H Fに置きかえるべきである、こういうことになる可能性があらうと考へております。テレビジョンはすべてU H F、F M放送はV H F、あるいはV H Fと中波両方を日本の将来の放送としてチャンネルすべきだということを、今日たゞいま――そういうのが理想的な、日本のためになる一つの構想である、私自身もそういう考へを持つのでありますけれども、今そういう計画をすべきであるということをごで確言できないと思つております。

○松前委員 今のようなV H FとU H Fとの関連性の上から、両方とも一応使つてある誤まれる歴史の中に、一べんこれを完全に払拭するわけにいかぬから、受信機も普及しておるから、方向はそうであるけれども今のところ

仕方がないという御意見のよう
に承りますが、そうすると、一体F
Mの周波帯というものは、テレビとい
うもののおかげで割当周波数の数も非
常に減ってくるし、狭められてくる
という感じがするのです。これは
具体的な数字によるほかに道がないと
思いますが、大体そうなるのじゃない
かという感じがします。そうするとF
Mを犠牲にして、テレビのいわゆる侵
略によって、ついにFM放送という重
大な使命を没却するのであるかどう
か、そういうことになりやすい傾向を
持っていると思いますが、それはどう
いうふうにお考えになっておられま
すか。

○濱田政府委員 松前委員の御指摘の
ごとく、今日考えられておりますとこ
ろのFM用のVHF帯のチャンネルの
数は少ない、これは事実でございます。
もし全国あまねくFMを日本放送協会
でやりになるなら、あるいは一般放
送管理者がやるという場合には、どう
てい足りないだろうということをおそ
れていきます。その場合にどうすべきか
ということにつきまして、UHFの活
用をうまくやる以外には手はないとい
うのが、ただいまお答えできること
でございます。そこら辺なかなか研究
を要する問題であらうと思ひます。

○松前委員 大いに研究されまして、
一つ政治的にあまり影響を受けな
い——政治的と言ふと何ですが、悪い
意味においての政治的な運動等によつ
て動かない、学者的な何によつて今確
立しなければ、私は電波行政はめちや
くちゃんになってしまふと思うのです。
それを非常に今憂えております。あら
ゆる面から業者の策動、資本家が電波

によつてもうけしようというよう
な、一旗組が盛んにあなたの方に攻め
かけてきている。そのことはわれわれ
の耳にも入るし、われわれのところへ
もやつてみえるのであります。それに
左右されたチャンネル・プランあるい
は将来の電波の配分等が決定されるな
らば、私はとんでもない混乱が将来に
残ると思うのですが、一つ郵政電波当
局は、きぜんたる態度をもつて、ほん
とうに学術的に冷静にこれを判断され
まして、将来の日本に悔いを残さぬよ
うにお願いしたいと思ひます。

そこで放送協会に簡単にお尋ねいた
しますが、私この前の御説明を聞いて
いないで質問するのはどうかと思ひま
すけれども、中波大電力放送でありま
す。福岡が百キロにされたのじゃない
かと思ひますが、そうでした
か——御承知のようにアメリカが沖繩
で一千キロの放送をやつておる。これは
私は非常な意義があると思つておりま
す。アメリカとしては、やはり言論を
通じてのアジア政策をあそこで実行し
ようと思つてやつておるのだらうと思
うのです。中波大電力の意義は、アジ
アに残した日本の唯一の遺産である日
本語というものを、すべてのものを
失つたけれどもたった一つ残つておる
日本語というものを、どう歴史的に維
持していくか。そうして日本に対する
認識を持たせるかという特殊な放送で
なくして、日本の国内向けの放送その
ものを私はアジア全体に振るまい必要
があると思ひますが、一体百
キロぐらいでその目的が達せられるで
しょうか。多少技術的な問題でもあり
ますから、一つ電波の伝播あるいは
フィールド・インテンションの立場か

ら、もう十倍ぐらいにしなければだめ
じゃないかと思ひますが、小さいけれど
も、あまりにもプランが小さいような
感じがするのじゃないでしょうか。

○永田参考人 今お話の大電力主義に
ついては全くその通りでございます。
国際的にも次第に大電力化されてお
り、それから国内の混信も生じておる
状況であります。また実際に、日本に
与えられている自由な世界は、大空のみ
であつて、従つてそこでできるだけ日
本の文化を紹介し、それを各地でも聞
けるようにして、国際放送の充実をは
かつていきたい。その技術的な手段
は、何よりもまず大電力主義である
というところで進んでおる次第でござい
ますが、なお技術的な問題は重要であ
りますので、副会長からお答えいたし
ます。

○小松参考人 今のところ標準放送の
チャンネル・プランでは認められてお
りませんが、私たちの希望といたしま
して、外国の電波を、夜間混信を防ぐ
全国的な最低の電界をニミリボルトと
大体考えまして、このニミリボルト以
上の強さに全国をカバーするとすれば
幾らになるかという計算から、一応希
望的な計画を持つております。それは
東京は約二百から三百キロワット、大
阪は百五十キロワット、福岡が二百キ
ロワット、札幌が二百キロワット、こ
れに盛岡秋田あたりの東北地方に一
局、百五十キロワットの局を作ります
と、全国あまねく、どこかの地点でも、
夜間になりますと二ミリボルト以上の
強さになります。これによりまして現
在考えられます諸外国の日本国内に
入つて参ります電波の混信は、一応
ほぼ完全に近い状態に防ぎ得るとい

ふうにわれわれは考えておりますの
で、ただいま申し上げましたような増
力がチャンネル・プランにおいて現在
可能であるとするならば、一日も早く
外国電波の混信を防ぐ意味におきま
して、また他面、日本の電波が、ただ
いま松前委員が申されましたように、日
本の国の近くにおきます日本語を解せ
る多くの人たちに、国際放送的な役割
も果た得るというふうにお考えおるわ
けでございます。

○松前委員 どうも百台の数字は承わ
りますけれども、千台の数字を耳にし
たいものだと思つて質問してみたので
ありますが、あまりにも小規模過ぎる
ような感じがします。しかも今の計画
の大部分が、大体国内向けの考え方を
お持ちになつておつて、東南アジア
あるいは朝鮮、あるいは満州といいま
す。今の東北地区、中国あるいは台
湾、沖繩——今は外国のような格好
になつておる沖繩、あるいはフィリ
ピン、東南アジア方面に対して適当な
る波長を、できるだけ遠くに飛んでい
くような波長を割り当てて、これを大
電力で重点的にやるような考え方は一
体ないのかどうか。どうも今の話では
国内だけのことをお考えになつてお
られるようでありまして、私は沖
繩の人たちに対しては日本語のいい放
送を聞かせる、あるいはまた朝鮮の人
たちはほとんど日本語を知つておりま
す。これだつて今のような歴史の中
に、ばかりいつまでもあるとは限りませ
ん。お互いにまた仲よくなるときもあ
りまして、それからまた中国にお
いても、日本語を聞きたくてしようが
ない人たちがたくさんおる、こういう
人たちに對してやはり電波を送つてや

る責任は、公共性の立場からNHKに
あるのじゃないか。こういうふうな意
味においての重点的な御計画は、全然
お持ちになつていらつしやらないかど
うか承りたい。

○小松参考人 ただいま申し上げまし
た計画は日本の国民、日本の受信者
が、われわれが行なつております放送
が完全に聞えるということを確認する
ということに一応主眼点を置いており
ますが、しかしこれは一面、現在のこ
れだけの施設によりまして朝鮮の大部
分、それから北支、中支あたりの海岸
地区、これなんかは大体昼間でも相当
のサービスになります。夜間になりま
すともっと広範囲な放送が、受信可能
な強さで外国まで及ぶわけでございま
す。従ひまして私どものこの計画は、
ただいま松前委員がお考えになつてお
りますように、日本語を解せる多くの
人たちに、国際放送としても十分の役
割を果し得るというふうにお考えお
るわけでございします。ただ沖繩におき
ます千キロワットというふうな強力なも
のにすれば、その国際放送の性格から
言ひますならばなおさらいいことは当
然でございますが、われわれが今実現
の容易にできる、そうしてまた相当大
きな効果を上げるというもので、一応
現在の計画を立てておるわけでござい
ます。今松前委員のおっしゃつたよう
な意味合いから、もっとこれを拡充強
化するということにつきましても十分
考えてみたいと思ひます。

○松前委員 今の問題について電波監
理局、郵政省はどういうふうにお考え
になつておるか、これは政務次官から
一つ伺いたいと思ひます。

○伊東政府委員 重要な問題でござい

○濱田政府委員　中波大電力放送は、先ほどNHKの御説明のように全国あまねく聴取せしめて、外国との混信を防ぐ点に非常に重点を置いているものだと思います。松前委員の言われますところの、日本国以外の国に中波で放送を聞かせようとすることは、これは国際条約の範囲外になるだろうと考えるのであります。これは短波によって、いわゆる海外放送によつてその目的を達成せしめるべき問題だろうと思うのであります。しかしながらこの近

接諸国に対して日本の国情を紹介し、あるいはそこに住んでいる日本人、あるいは日本に親善な感じを持つような国民に日本の放送を聞いてもらおうという、そういう意味におきまして、国際条約の許す範囲においてなるべく大電力のものをやりたいというのが私どもの希望であります。

○松前委員 私が聞いておりますのは、本年度の是別問題としても、来年度以降どういう考えを持って政府として臨まれるか、NHKはどういう態度をおとりになるかということをお聞きしているのです。もしもこれをやる場合においては、聴取料だけからの収入でやらせるというのであるか、それとも政府は、もしも台湾における人たちに日本語放送を聞かせる、あるいは中共における人たちに聞かせる、あるいは沖縄における人たちに聞かせる、あるいは朝鮮における人たちに聞かせるということで——それは日本のなまの放送で、別に特殊のそのための放送である必要はないと私は思いますが、そう

○濱田政府委員　中波放送の周波数並びに電力につきましては、大体主管庁会議というもので相談してきめるのであります。今日われわれが計画に乗せ得るものは、一九五一年の主管庁会議におきましてきめられたところに従うほかないわけであります。でありますから先ほど申し上げました私どもの考え、また松前委員のお考えに基きましてそれをさらに大電力にしようと考えますならば、この次の主管庁会議において提案しましてきめるほかはないのであります。それにつきましてはいろいろ研究を進めつつある状態であり

○松前委員　ただいまの問題は非常に重要な問題であり、一日も早く具体化しなくちゃならない問題であると私は思います。こういう目標を持った、相当に政策的な意味を持った中波大電力放送を、できるなら九州の長崎その他のところにやるべきではないかということであります。どうかこれに対して、政府と日本放送協会において、特に来

はエレクトロニク、つまり電子工学の研究というものは、原子力の発展に對しましても非常に重要なファクターである。むしろ重要というよりも、もうこれが基礎となっていくものであつて、原子力というのはその端っこにちょこつとあるだけであります。それほど重要なものであり、ことに近代工業の基礎的な部分をなして参りました、決してこれがテレビとかラジオ等だけに使われるものではないのであり

ます。しかしながら、これはすべて共通部分が相当にございますから、このNHKの研究所の活動というものがいかに重要であるかということは、これは何も放送その他の面に対して重要であるということばかりではございませう。そこで放送協会の研究所の公共性というものが出て参るのであります。その一つの重要な看板になっております研究の問題に對しまして、まだどうも何だか物足りない感じがいたします。それは研究所の地位であります。大政府でもこの間、研究職というものに對してはできるだけ冷遇しようという案を国会に出しております。

この政府の案では、日本の産業が興るか興らぬかはおのずから明らかであります、なるべく研究職は冷遇して下に押しつけております。月給でも何でも減らしてあります。これについては国会を通じて職かわなければならぬと思っております、また自民党の方々にも御同調願つて、政府案を修正しなければならぬと思っておりますが、どうも放

ものは下のグレードである。たとえば、研究所長さんという方は、やはり放送協会の本部の局長さんよりも、格が下のようです。所長さんに対しては、なほだ濟みませんけれども、格を下のように取り扱っておられるようです。それでは私はいかぬと思うのでありまして、むしろ研究所が中心になって技術全体を支配するくらいでなく、ちゃんやぬ、またドイツなどはそうなおります。よその國はみんなそうお

ります。やはり後進国家というものはそういうもので、技術を軽視する傾向が見えております。この点に対して、予算規模その他につきまして申し上げたいことはたくさんありますが、私の考えておけることは申し上げなくても言外でおわかりだろうと思います。このくらいのことではとてもだめだと思ふのです。今後におきまして、研究所の重要性についてどういう御認識を持っておられるか、またどういう施策をおとりになろうとなすっておられるか。予算面においても、そういう人事面におきまして、規模においても、どういう考えをお持ちになつておら

れるか。これは永田会長に一つ伺いたい。

○永田参考人 研究の問題につきましましては、分野は違いますけれども、私も長らく研究関係の仕事に携わっておりますので、全くお説の通りであります。最も進歩的に、そして現実には仕事を責任を持ってやるためには、どうしても研究所、つまりリサーチが中心に

ますならば、研究についてはやはり相当の注意を払っておられると思います。もとよりそれは理想的ではございませんので、それで十分とは申しませぬし、もっともっとそれを拡大して参りたいと考えております。ことにお説の通りに、エレクトロニクスの世界は最近急速な進歩をいたしておりますので、このままにしておったならば、日本の研究活動がおくれ、従ってそういう一部の産業活動、その他これをめぐる

るさまざまな仕事で、国際的水準よりもおかれてしまうだろうということを大へん憂えておる次第であります。十分に御注意に従って進めて参りたいと思つております。

なおスタッフにつきましては、NHKの長い伝統の中で、研究者の地位は必ずしも十分ではなかったかと思ひますけれども、これも日本では比較的に他よりも、むしろある意味では希有のケースとしてその研究が続けられたことについては、深く敬意を払つております。しかし待遇その他について、もっとも普通以上に研究活動に對してそういう方針を貫くべきだといふ

ことは、一つの理想としては持ちますけれども、それをどう実行していくかについては、今後の私自身にとっても重要な課題だと思っております。ただ今、研究所長は組織として他の局長よりも低いのではないかとというお話がありました。それはそうではございません。全く他の局長と同格の組織の中におります。ただその中に技術担当の

理事がおつて、そして一そうその研究活動を進め、かつまたNHKは同時に一つの事業機関でございまして、単なる大学の研究室というふうなものと違つてそれが現実に役に立つような方向に進めて参りたい。NHKアローの中でのみならず、他の産業機関に向つても積極的に技術指導を行うとか、あるいはテレビの低廉化に向つて協力するとか、あるいは先ほどお話の出ましたFMの技術の展開に役立つように努力するというふうな状況にございまして、そのほか当初にNHKの概括的な説明で申し上げた基本的な方針といふこと、研究活動に重点を置きたいといふこと、そして放送音質の改善とか、機器の能率化、施設の自動化、受信機並びに受像機の簡易低廉化、カラー・テレビジョン用三色受像管の国産化、テレビジョン撮像管の研究、光増幅器の研究とか、あるいは進んでUHF帯テレビジョンの研究、あるいは新しい機器部品の試作といった方面に精々と進んでおる次第であります。ただごらんになってすぐにお気づきの通り、まだ十分でございせんので、これはNHK全体としても合理化をはかつておるところでありまして、それに応じて、あるいは必要に応じて、もっとこの研究部面に必要な経費を他の方から削つても進んで参りたいといふ所存でございまして。

○松前委員 研究の問題はひとり放送協会だけの問題ではございせんけれども、非常に重要であることを会長からお聞きして力強く思いますが、あらゆる産業の基礎であり、ことに原子力産業の基礎でございまして、いよいよNHKが公共性という大きな使命

を持つておられる立場から、御努力をお願いしたいと思つております。最後に伺ひたいのは待遇改善の問題であります。月額七百円の調整原資を見込んだということですが、こういう表面的なベース・アップの問題は別といたしまして、まずNHKの従業員は相当に知識労働者が多いといふ建前からいたしまして、やはり現実にあらゆる会社や機関がやっておりますような住宅の問題、あるいはまたわけても従業員は比較的大都市に住んでおる人が多い。あまりいかに住んでおる人が少ない。そういう意味で住宅の問題などは非常に重要な問題になっておるのであります。こういう点において、今だにふよふよと差がある、比較的条件にあるとは言へない、このように私どもは見ておるのであります。それからまた、地域差の問題等に対しましていろいろ問題があるようにございまして、何かこれに対して新しい施策をお持ちであるかどうか伺ひたいと思つております。

○永田参考人 従業員の待遇問題につきましては御指摘の通りでございまして、NHKといたしましては、どちらかといへば知能的な労働であり、普通の産業の場合のように機械が回つてそこに人が働いておるというよりも、自分自身がその仕事の責任感に基いて十分に職責を果していかなければならないわけにございまして、そのためには、やはりただ抽象的に責任感のみ説いただけでは十分でございせんので、それに応ずるような待遇問題を考えなければならぬというふうに考えております。この点につきましては一応待遇改善案を出しておる次第でございまして、

けれども、これで十分とはもとより思つておりません。全体の経理の状況といひまして、施設面は先ほどからお話が出ましたように、大電力問題とか、国際放送問題ないしは技術の問題、研究問題という工合に次々と仕事面はふえていくのみであり、また一方収入につきましてはそれに応ずるような状況についてはなだ難波を来たしておるような状況でございまして、しかしそういう中であつて最善の努力をいたしたいといふ所存で進んでおるのであります。特に私どもといたしましては、生活の大部分を協会内で送ることでありまして、そういう意味で待遇改善ももとよりでありますけれども、働いておるその場面でできるだけ愉快に仕事ができるように、また実際にいろいろな仕事をやるに於いて支障がないように、たとえば住宅問題とかあるいは医療対策とか、その他さまざまな厚生施設に意を用いた所存であります。御承知のように普通の私企業でも、最近厚生施設ははなはだよく進んでおりますし、ほかの政府の関係の厚生施設も次第に進んでおるところであります。これと比較しますとNHKはお説の通り十分ではございせん。残念ながらその点は劣つておるうちに私も編輯いたしました。従つて厚生施設については今後十分意を用いて進んで参りたいと思つております。

○松前委員 会長のお話を聞いて意を強くいたしました。どうも全般から見て多少悪いような感じがいたしますので、これは十分にお考え願つて、いろいろ実行の面においてしるべき御配慮をお願いしたいと思いますのであります。

私の質問したいことはこれで打ち切りですが、総合的に希望を申し上げますが、このFM放送の実施は私は早くしなければいかぬと思つております。そして早くメーカに自由にならして輸出させなければいけません。これは日本で実施してないのにアメリカが買ひにきておるのでありますから、とにかくこういういいコンディションにあるときに日本がまだ何もやってないというのは、これはとんでもないことである。

その点は政府当局においても特に促進方をお願いし、また日本放送協会においても具体的な計画を来年度以降お持ちいただきまして、受信機を普及せしめる先駆者たる役割を引き受けていたきたい。いろいろくどいことを申し上げて恐縮であります。とにかくこの使命はNHKが負うべきものであるとして考えていただかなければならぬと思つております。この点は一つ総合的に考えたいと思つております。テレビのチャンネルについては、つまらない策動によつて絶対に動かされぬように厳然たる態度をもつて、悪い意味における政治的策動を排除して、ここで百年の計を誤らないようにお願いしたいと思つております。NHKの経営においてももう少し切つた施策を出していただくように——会長御就任当初から困難ではありましたが、だんだん御経験も経ていくことでありますから、来年度以降においては一つ中波大電力その他日本のアジア政策を頭の中に入れて、ほんとうに公共性を發揮していただきたいと思つております。それから研究等におきましても非常に重要

な使命を帯びておられるのでありますから、これも御尽力をお願いしたいと思つております。従業員の問題もたいま会長の御話のように実行面においてお考えいただく。これだけをお願いいたしまして私の質問を終ります。

○伊東政府委員 ただいままで松前委員から、専門的な立場から権威のある御質問がございました。私も傾聴したわけでございますが、数々の御注意かつ御意見等に対しては、今後政府といたしまして十分考えまして、万遺憾なきようにいたしたいと思つております。御質問でありましたのでこれだけを申し上げる次第であります。

○松井委員長 この際理事の協議により郵政事業及び電気通信事業に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。森本靖君。

○森本委員 これは実は緊急な問題でありますので、議事の途中であります。これは私の方ではまだ正式には全然聞いておらぬわけでありまして、けれども、今問題になっております三公社五現業——その中でも三公社と郵政現業との春闘の問題でございまして。新聞によりまして、九日に公共企業体等労働委員会の調停案が提示をせられて、きのう政府の方ではそれぞれ政府関係の各関係、さらに電電公社総裁、国鉄公社総裁等が集まつていろいろ協議をした模様であります。新聞紙上で見ると、組合はこれを政府がのむならのみた、い、こういうふうな態度を示しておる方はいはれを協議いたしました。あくま

でも拒否したいというふうな態度を示しておるようであります。今まで電電公社の總裁あるいはまた国鉄公社の總裁、郵政大臣、そういう各最高幹部の名前によりまして、組合の自重を望む、あるいはまた組合員の自重を望む、場合によっては嚴重な処分を行うという非常に威嚇的な言辭を、今まで政府並びに公社当局は弄しておりましたけれども、しかしそこでいよいよ調停案が出されていた場合においては、その調停案をあっさりのものでこれを平和的に処理するというのが、この春闘に対する最も妥当な策であるというように考えておるにもかかわりませず、新聞紙上で見ると政府並びに公社当局が、かつてこの春闘がさらに盛り上るというふうな形にけしかけておるというふうにししかとねぬわけでありまして、一つこの問題に対して全通に対する問題は郵政省の方から、電電公社に対する問題は電電公社の總裁から御説明を願いたいと思つております。

○伊東政府委員 森本委員からたまたま御質問がございました問題でございますが、私も郵政省は現業を受け持っておりますので、そこで労働争議紛争が起りますことは、国民生活に非常な影響があると同時に日本の産業にも影響がありますので、できる限りこれは話し合ひで行くべく、今日までその気構えでおつたのでございまして、今日すでに調停案が出たのでございまして、これをのむかのまにかといふようなことについては、あるいは拒否するかせぬかというふうなことに、新開ではどう書いておるうとも、ただいまのところでは相当深刻なる研究をいたしておりますので、

根本問題としてはやはりできる限り話し合ひで行つて、すみやかに平和的の解決をいたしたいというのが、ただいまの省としての考え方でございます。これについてはむろん双方が話し合ひなければなりません、公共的事業に對してどこまでも極端なる違法があるとするならば、それは相当考えなければならぬといふことは、もう当りまえのことであると考えます。しかし私の考えではどこどこまでもすみやかに平和的に解決したいという考えを持つておる次第でございます。

○堀井説明員 ただいまの御質問に對してお答えいたします。郵政政務次官からお答えがありました趣旨と同様でございますが、私も公共事業として、公衆に迷惑をできるだけ及ぼさないようにしたい、また同時に従業員の人たちも幸福に仕事に従事して、従来とて組合の幹部とは今度の問題につきましても再三再四懇談をいたしまして、またことに第三波に對しましては土曜日の午後四時に調停案が出ますと同時に、すぐ組合の幹部と懇談をいたしまして、できるならば第三波を極力避けてもらいたい。われわれとしても今すぐこれをどうするといふわけにいかぬけれども、調停、仲裁という順序を踏んでいかなうかならぬのでありますからして、どうかその推移を見守つて、そして円満に、公衆に迷惑をかけないようにしてもらいたいといふことを再三申し上げております。また威嚇とおっしゃられましたけれども、これは決して威嚇ではないのであります、公衆に迷惑を及ぼす場合においては心ならずも処断せざるを得ない、こういう意味で申したのでございまして、今日のところ政府当局とわれわれ三公社五現業協議をいたしまして、たけれども、何分にも膨大な予算措置をしなくちゃならぬことでありますから、まだ相当研究を重ねなくちゃならぬのでございまして、目下その検討中でございます。そのためにやむを得ず第三波に入るような羽目になるのでありますけれども、われわれとしては最善の努力をして、今後とも公衆に迷惑を及ぼさぬようにいたしたいと考えております。

○森本委員 今總裁からちよつとおかしくなことを聞いたわけでありまして、調停から仲裁へという言葉が今出たわけでありまして、そうするとすでにあなたの方ではこの調停案の御意思はなない、それからすぐに仲裁にかけていく、そういう御意思のようにお伺いいたします。それからなお總裁の言葉を聞いておきますと、政府と十分打ち合せをしなればならぬといふふうな言葉を聞けるわけでありまして、これは非常に間違ひでありまして、公共企業体労働関係法あるいはその他の法規を見ましても、この問題についてはあくまでも、郵政省の方は別であります。電電公社並びに国鉄公社といふものは、電電公社ならば公社当局と全通とが団体交渉を行なつて、その上において妥協をして、それが予算措置を講じなければならぬといふ問題になつてきた場合と、初めて政府当局にこういうふうな妥協をいたしましたけれども、予算措置を講じなければならぬので、一つ御了解を願いたい、こういうことによつて補正予算を組むなら組みたいといふことを政府に申し出て、そ

うして政府の方からそれを国会の方に提案をするならする、こういう順序になるのがこれは妥協であります。ところがその組合と団体交渉をやつて——それがさっぱり今の答弁ではわかりませんけれども、どうにもならぬので、すでに調停、仲裁にかけなければならぬからといふような意味は、はなはだ納得しかねる点であります、何か公社の總裁は政府から、それはまかりならぬのだ、仲裁まで持つていかなければならぬのだ、こういうふうな嚴重に申し渡されておるような言葉でありまして、もし訂正するところがあったら一つ訂正をお願いしたいと思います。

○堀井説明員 ただいま申しましたのは、当初からこの待遇改善の問題につきましては紛争を招かないように、すべて調停と仲裁とかがいふものがありましますから、その調停案が出るまではできるだけ善処してもらいたいといふ意味で申したのであります、せっかく調停案ができたのにかわらずこれを承服しないで、さらに仲裁に持つていくといふ意味で申したわけではないのであります。われわれといたしましては、もちろん公社と組合と団体交渉を進めていく所存でありますけれども、ただいま申しましたのは、その調停案をたまたまいふに処置するにいたしました、その結果といたしましては予算措置をしなければならぬ、従つて予算措置をする場合に、あらかじめ政府当局ともよく話し合つておかなければいけない、結論をすぐ政府におつて、この通りして下さいといふことを無理々言うわけにいかないものでありますから、あらかじめそういうことについて政府とよく打ち合

しておくと申しておるのであります。政府の指令によつてわれわれが調停案を飛ばすとか、仲裁へ持つていけとかいふ結論は、現在においては何一つ出しておるわけではございません。

○森本委員 国鉄の場合は今運賃の値上げの問題が上つておりますけれども、電電公社の場合においては昨年度も八十五億円でありまして、それだけの増収があつて、それを建設勘定に回したことがあるわけでありまして、だから予算措置を講じなければならぬといふことははつきりしておるわけでありまして、一般会計からこれを繰り入れてもらうのでもなんでもなしに、電電公社自体の中においての予算措置の補正予算を講ずればいわけでありまして、そこでこの調停案といふものがある、現在の給与体系からして、十分に電電公社の従業員をして妥当であるかどうかといふことを、あなたの方と全通の方とにおいて団体交渉をして、そしてこれが現在の従業員の待遇改善から見て妥当であるといふ両者の結論になるならば、当然それで妥協をして予算措置を講じてそれを政府に要請をする。その場合政府がだめだといふことになれば、これは公社には責任がないわけだ、その場合には政府が全責任を持つといふことになるわけでありまして、これが何か一般予算に関係があるといふことならば別ですけれども、今日の電電公社の経理状態から見れば、そういう予算措置は講じ得るはずなものです。それが政府の方と相談をしなければならぬといふことになりまして、そういうことは政府の給与体系、すなわち全部の労働関係、政府の労働

政策からしてそれを考えなければならぬということに、決着するわけだ。肝心のお金の問題については、私の考え方では、一応電電公社と全電通と妥結がつくならば、その方法は可能であろうと考えておるわけですが、その点はどうですか。

○堀井説明員 このたび調停案が出ましたにつきましては、一応組合の幹部とこの調停案をお互いに団体交渉の題目として交渉したいから、第三波の攻勢を取りやめてもらいたいということをお願いしたのであります。従って土曜日に調停案が出たのでありますから、われわれとしましてはさうすぐ組合幹部と団体交渉を始めるつもりであります。そうしましてこの妥結を見ました上において、十分に政府とも打ち合わせるつもりでありますけれども、目下この千二百円のベース・アップ、予算の増額ということになっておりますので、この内容等につきましても十分に検討しなければなりませんし、また組合の幹部としましては、この問題につきましてはまだはっきりした意思表示も何もしていただいておりません。これから団体交渉をしていこう、こういうわけでありませう。

○森本委員 私はだから最初に断わってある通り、組合の方とも公社の方とも連絡なしに新聞情報だけで質問をしておる、こういうことを断わってあるわけでありませう。しかしあなたの方が堀井総裁の名前でありましたか、国民に申しわけないから一つ組合は云々というような記事も載っておりましたし、ラジオでも放送されておったわけでありませう、それほど公社当局が国民に対して申しわけがないというふ

うに考えて心配をせられるなら、せっかく公共企業体等労働委員会の調停案が出てきた、こういうことになった場合、かりに組合がそれを受諾するということになった場合においては、これは公社当局としてもこれをのんで、さうして平和裏に解決をつけようというのが、国民に対する電電公社総裁としての義務ではないのですか、その点を私は聞いておるわけだ。

○堀井説明員 もちろん私も同じようにしては、平和に団体交渉を済まして、できるだけ公衆に迷惑をかけないようにすることは私どもの義務であります。しかしただこの内容につきましても、十分にわれわれも研究いたしませんと、これが妥当であるかどうかということにつきましても、自分たちも納得がいかないでただ漫然と妥結はできない。また組合側としましては、もちろんこれを検討中でありませうが、組合側がたといそれをいいとかりにいたしましても、私の方の検討と両方あわせてやってみていかなくちゃならないのであります。一方的に組合がそれでいい、だからといって私の方はこの内容を十分検討しないでおいて、直ちにこれに応ずるといふわけにはいかない、こういうこと申し上げたわけでありませう。

○森本委員 それは内容を検討せずに受諾せよというようなことを私は言っておるわけではない。しかしこれは昨年の調停案の第一項の確立の問題が紛争になって以来、相当電電公社の経理当局としては研究しておるはずだ。だから調停案の内容というものが一体いかなる含みを持っておるのか、調停案というものがいかなる目的を持ってお

るものか、その問題だけに帰一するわけだ。そうするとそれは二日も三日もかかるような問題じゃない。調停委員会の出したところの調停案というのは、一体どういふことを考えておるのか、その一点に帰一するわけだ。あとの予算措置というものについては電電公社の経理当局は、これは優秀な方々がおられるので、一日か二日でも待たずして、十分に研究ができる問題です。今ごろになって、これが一週間もかかるというふうな研究の仕方ならば、平生何をやっていくかということをお願いしたい。そういうことになる、十分研究してこれを受ける受けぬということについては、やりたいということについては一応うなづけるけれども、それほどの期間がかかるはずはないと思う。そうすると総裁としては、この問題については研究をせられたいことはよくわかるのですが、その研究の期間というものは大体どのくらいの期間を置きたいとお考えをお持ちですか。今春闘が問題になつて、これは一刻を争う問題でありませう。だからそう三日も四日も長引かすということは、いたずらに紛争を長引かす、こういうことになるのでありませう。一つ総裁としてはこの調停案に対するところのそういう態度は、どのくらいの期間を経たら決定をせられたいというふうにお考えですか。

○堀井説明員 調停案が出ましてから、さうすぐ関係者集まりまして研究を始めておるのです。しかし今直ちに何日間にこの研究を終るかということをはっきり申し上げることは遺憾ながらできないのですが、できるだけ早く

検討したいという気持ちでやっております。

○森本委員 まあ、総裁としてはこういう公開の席では、そのくらいの答弁しかできぬとは考えますけれども、しかしこの内容を十分に研究するから、相当の時日を要するというようなことは言えないはずであります。そんなことなら平生電電公社の職員局長なり、経理局長なんというものは、どういふ仕事をしておるかということをお願いしたくなる。組合がどういふ要求であつて、昨年の調停案がどういふ形になつてそれがなされなかったか、今年度の調停案についてはどうであるか、このことは、調停案が出たら一目瞭然にわかるはずだ。それがわからずに研究をしなければならぬということとは、何と申しましてもその他の二公社一現業の問題もあるし、さらに政府の労働政策もあるのだということに帰一すると考えるわけでありませう。しかし総裁はあくまでも研究をしなければならぬ、そういう答弁でありますので、それをそのまま受け取ることにはいたしまして、とにかくあなたの方は国民に迷惑をかけない、こういうことを言つて組合にも自重を要するのなら、一つすみやかにこの調停案の研究を終つて、組合側との間においても早く妥結して、春闘が早く収まるようにぜひお願いしたい。特に電電公社は国鉄公社あるいは郵政現業と違って、経営の面では私に若干やりやうい点があると思う。そういう点については、十分に一つ総裁としてもきょうの委員会における私の質問は脳裏におさめてもらいたいと思ふわけでありませう。

そこで郵政政務次官にお尋ねをいたしますが、郵政省の問題になりますと、これはたいへん予算的に角度が變つてくるわけでありませう。しかしこれも私の考え方では、かりにこれをのんで予算措置を講じなければならぬということになりますと、何らかの方法においてこれは組める余地はあると考えます。この調停案についても千二百円の問題でありますし、また昨年の調停案の第一項の確立の問題についても、全通の場合は全然なされておりました。それを引き継いで今回千二百円のいわゆるベース・アップという調停案がなされておりますが、いろいろ考へて参りますと、このいわゆる調停案については郵政省としても相当財政的に苦しいには違いないけれども、できる限りの努力をすれば、何らかの方法があるのではないかとすることも私は考えられるわけでありませう。郵政政務次官として、今回出された調停案で一番難点になつており、またどこを一番研究をしなければならぬというふうにお考えでありますか。

○伊東政務委員 私は平生からストライキのない社会を作りたい、こう考へておるのでございます。ところでそう考へておるうちに、今度はいよいよ渦中に飛び込んでいきまして、非常なる苦慮をいたしておるわけでございます。こういう場合に春の闘争だ、冬の闘争だというふうなことを繰り返しておつたならば、これは日本の再建というものはおそくできないのじゃないかという根本問題に觸れて、ただいま苦慮いたしております。しかしながら今の裁定があつた今日、当面した問題をどうするかということについては、お話の点も私もよくわかるのでござ

います。そこで実際に申ししますと、果してこの調停案が内容的にいいか悪いかということについては、これはただいま相当心配をいたしておるのではありません。この問題が具体的に考えられなければ、この問題の解決はでき得ないと思うのでございます。そこで何しろ郵政省関係の分については、予算とのにらみ合いもございします。で、またいよいよこれを認めるということになったならば、財源をどうするかということも考えなければならぬわけでございます。しかしいざにいたしましても、これはこのままでは置けない問題で、早急に解決したい、こういう考えでございます。

○森本委員 政務次官は非常に誤解なされておりますので断わっておきますが、郵政省の場合は公共企業体等労働関係法の適用を受けておりますけれども、これは国家公務員でありまして、ストライキは、いまだこれは一べんもやったことはない組合なんでありまして、ストライキなんというものはできません。ときでさえ、この組合はストライキは全然やっております。それから今回の春闘においても、ストライキは全然やっております。そういう労働関係については、十分研究をせられておきたいと思ひます。これはストライキのできない組合でありまして、ストライキはいまだかつてやったことはございせんし、それから去年もストライキはやっておりません。これは職場大会とかあるいはその他のものをやっておるだけでありまして、ストライキは全然やっております。また違法のこと、私はやっておりますことは全然聞いて

おりません。(「やっておりますよ」と呼ぶ者あり)そういう点を誤解のないように、前の政務次官の上林山君がそこでヤジっておりますけれども、しかし彼が政務次官のときでも、この組合は一べんも非合法的なストライキをやっておりません。そのことは私は断言できると思ふのであります。その点については誤解のないように願ひたいと思ひますけれども、そこで問題は、この調停案について一番難点であり、また一番問題になっておるところはどこであるか、こういうことをお尋ねするわけでありまして。

○伊東政府委員 こういう際でございしますから、ここではなるべく議論を避けたいと考えております。今この問題を解決する上についての難点でございします。この難点を発見すれば、これはおのずから解決ができるのであります。それから、どれが難点かということもここで率直に申し上げるわけにも参らぬ、今その点を研究しておるわけでありまして、どうぞその点はお許しを願ひたいと思ひます。

○森本委員 私はそういう回答は成り立たないと思ふ。郵政大臣の布告をして、国民に対して、この闘争の問題を、何か組合が無理やりやっておりますというふうな説明も発表し、また布告もするとういうふうな状態において、非常にこの戦いを心配しておる、こういうような政務次官の先ほどの御回答でありましたが、それほどこの御回答で春闘というものを心配しておるならば、今回調停案が出されたその調停案に対しては、一応組合側としては、この新聞記事ではもうとうとう空気が出ておる、そういうときに際し

て、政府の態度というものがどういう態度であるかということについては、国民も非常にこれを注目をしておると思ふ。だから、どういふ点が難点であり、どういふ点を研究しておるというところの概略というものは、私は説明ができると思ふ。それも説明ができないというなら、一体春闘対策というものはどういふ対策をやっておるのか、弾圧をするだけの対策をやっておるのか、一体組合がどういふことを考へて、どういふことを要求をしておるのか、それをどの辺までのめばこれが解決がつくように考えておるのか。そういうところまで考えていなければ、この闘争の解決はつかない。ただそれを弾圧をする、威嚇をする一方だけでは、何にもならないわけでありまして。

あなたはそういうように御承知でないかもしれないけれども、事務当局としては、そういう内容については、すでにに相当研究をしておるはずで、だから、事務当局から聞けば、私はその内容というものはわかると思ふ。だから、そういうように内容は全然ここで言えませんが、この回答はなしと思ふ。あの調停案が一項からずと出ました。が、あの調停案のどれが一番難点であり、どれくらい財源がかかるかという点では、私も大体目算で算用ができる。それを、政務次官がそういうことについては全然回答ができません、そういう言い方はないと思ふ。一つはつきりしてもらいたいと思ひます。

○伊東政府委員 調停案通りにのむとすれば、大よそ五十億前後の財源が要るようでございます。そこで千二百円という問題について、あるいは調停案に

ついて、この通りすることを世間が納得するかどうかという点も、私も一番苦慮しておる点でございします。しこうしてその財源をどこに求めるかという点も、一番心配しておる点でございます。

○森本委員 これは今の政務次官と今の大臣には責任がないことでありますけれども、昨年調停案が出されて、その調停案については労使双方が確かにのんではあります。そのときの調停案の第一項というものは、基本給のある程度のベース・アップということを含んであったわけでありまして。ところがそれがいわゆる財源難ということに、郵政省に關する限り今日までこれがなされておられません。すでに昨年の調停案が出されて、しかもそれは労使双方ののんだものが、今日まで全然やられておらぬ、そういうことを考えて参りますと、今回の調停案は当然実施すべきところの責任が私は郵政省にあると考へます。もともとそれは先ほど最初に私が断つたように、郵政省としては一番苦しい財政状態であるというところはわかります。しかし五十億前後の金といふと、この金についてもどういふふうなこれを調達し、どういふふうな補正予算を組むかということについても、一応のアウトラインというものはできると思ひます。そう考へて参りますと、先ほどの電電公社と同じように、これに対する結論というものは、そうおそくまでからぬのではないかと思ふ。だから、電電公社が発表になるころには、郵政当局としても、今回の調停案に対しては、こういう態度で臨みたいというところ、はつきり言えると思ふ。そこで

今日の情勢から考へますならば、政務次官としては、これに対する態度を早急に明らかにしてもらいたいと思ひますが、その点はどうですか。

○伊東政府委員 非常に重大な問題でございします。そこでその点をききすることは非常に苦しいわけであることは御想像の通りでございます。といかなる方法でこの紛争を打開するかというように、先ほどからお話しになったように、一べんもストライキをやったことはないというお話等もございしましたけれども、違法行為はやはりこれは違法行為でございまして、これに対する処分をいたしました点も、違法行為に対する処分でございます。私も今回はかようなことのないように希望しておりますので、非常に苦心しておる点だけを申し上げたいと思ひます。

○森本委員 私はそういう問題でなしに、こういう闘争というふうなものを一つ早急に解決をつけなければならぬという熱意が郵政省にあるならば、やはりこの際その程度は明らかに願ひたいと思ふのです。一応内容についてはここで直ちに明らかにできぬということならば、せめてどのくらいの期間たてばこの調停案に対する態度はつきりできる、こういうことを言わなければ、国民に対しては、この闘争というものが非常に不透明な闘争であるというふうなことを布告しておいて、さらに組合には自重を要望しておいて、せつなく法律に基く公共企業体労働委員会への調停案が出された、その調停案に対する態度も、組合の態度は、この新聞で見ると、大体のふたというふうな意向が載つておる。そうなつて参

りますと、これは単に郵政省の職員だけでなくして、すべての国民が、この春闘に関心を持つ限りにおいては、政府は一体どういう態度に出るだろうということとは、明らかに国民の要望として出てくるはずなんです。それに対して政務次官としては、当委員会を通じて発表することは、国民に発表することにもなるわけでありまして、そういう観点からいけば、ただ重要でありますから慎重に検討しておりますという一点張りでは、これはどうにもふに落ちないわけでありまして、どうしても検討しなければならぬという重大な理由があるというところはわかりますので、それならそれで、一体この問題についてはいつごろには明らかにできる、そういうところの意思表示はできると思っております。その点の意思表示はしてもらわぬことには、何の質問をやったかさっぱりわからぬ。

○伊東政府委員 森本委員の熱意のある点もよくわかります。私もあなた同様熱意を持って、今私の省では人事部長を中心として、相当心配をいたしておるのでございます。長く紛争のままに置くということは、国民に対して申しわけがないばかりでなくて、責任も非常に重大でございますので、何日目にこの問題をどうするということをきようお答えできぬことをまことに遺憾に存じます。

(委員長退席、松前委員長代理着席)
○森本委員 まことに遺憾に存じますというので、私の方もまことに遺憾に存じますが、そこで、それでは、これは重大な問題でありますので、(それではやめようと呼ぶ者あり) 私はや

めません。そこで、この調停案というものの内容については、相当明らかにしておくと思ひますが、昨年の調停案以降というものをいろいろ考えてみますと、一応この内容を研究し、財政的な問題を討議しなければならぬことはわかりますけれども、その調停案の趣旨というものは一応尊重するという御意思はあります。

○伊東政府委員 調停案については、内容を検討した上でなければならぬというところを申し上げるわけには参りません。

○森本委員 内容を十分に検討しなければならぬということは言えない、しかし今春闘というものはこれだけの大きな騒ぎになっておる。そこで法律に基いたところの、いわゆる労使双方並びに公益委員と三者一体の調停委員会がせつかく立案をしたところのこの調停案というものは、一応この内容が財政的に是非かというところは別として、調停案そのものを尊重したいという考え方はないのですか、それもないのですか。

○伊東政府委員 調停案を尊重するという、その点はよくわかりますけれども、その調停案の内容を研究した上で、調停案通りに果してのむかまぬかということについては、これは別問題である、こう思ひます。

○森本委員 私はだからその内容は別として、せつかくこれだけの大きな闘争になっておる段階において、調停委員会が苦勞して調停案を出された、その調停案の趣旨そのものについては一応尊重できるけれども、財政的な問題については十分まだ検討しなければならぬ、こういうお考えかどうかという

ことをお聞きするわけです。
○伊東政府委員 その通りであります。

○森本委員 今の郵政政務次官のお答えで、郵政省の態度はわかりましたが、おそろく電電公社の總裁としても、今政務次官が言われた態度と変りはないと思ひますが、念のためにお聞きしておきたいと思ひますが、やはりその予算の裏づけあるいは財政的な問題は別として、一応今回の戦いの最中にこういう調停案が出された、調停案の趣旨そのものについては、尊重したいということについては変りはないかどうかというところをお尋ねする次第であります。

○堀井説明員 今政務次官からお答えしたのと全く同様であります。

○松井委員 ちょっと郵政省と電電公社当局にお伺いしますが、本日なせこの質疑をやるということについて、本日委員会を開会する前に、理事諸君が与野党を通じて私のところに打ち合せに來ました。それで、もしこの調停案が出たのにもかかわらず混乱が続けると、電報、電話あるいは郵便物の輸送等に障害を及ぼす、従つてそういう問題について与野党の理事諸君は何かの解決を急いでもらわなければならぬ、しかも円満にやらなければならぬ、こういう考え方から、一応やはり当局の態度、見解をお伺いしよう、こういうことになったわけでありまして、その意味で質疑を続けているのでありますから、早く解決をして、国民大衆に迷惑をかけないようにしようという委員会の努力であることは、一つはつきり御承知を願ひたい。そこで、先ほど來の質疑の中で明らかになった点は、両者とも調停案を尊重して、調停案の趣旨に基いて解決をしたいという、これだけは明らかになりましたが、それ以外のことは全然明らかになりません。これは聞く方が無理な点も、中身としてはあったようでありまして、公社側にお伺いしますけれども、大体解決のために検討しなければならぬものは幾つもあると思ひます。しかしながら検討しなければならぬだけの御答弁しかない。これは公社でございますから、この調停案を実施する場合に、やはり自主財源でできるかできないかというところは検討の一つでございます。それからもう一つは、やはり公社としては調停案は可能であるが、三公社五現業の全体の振り合いから検討しなければならぬというのも一つの検討でございます。さらにもう一つは、公社側で自主財源でできるとしても、それはやはり政府の労働政策、給与体系の上からいかなうという議論も一つの検討でございます。その中身は一つもお答えになっておらない。そういう中身についてお答えが本日できる段階でないというならば、その点を明らかにしていただくことも必要でございます。そういう検討するということの中身について、ど

ことが一番どういう状態であるかということを一応お答えを願ひたい。
それから、長く質問するのをやめますから続いてお答えを願ひたいのであります。郵政省側では、先ほど來検討の中身として発表されたのは、財源が五十億圓ほどかかる、その財源をどうするかというところに苦慮されているというお答えがあった。そうすると、あなたも郵政省側の今度の調停案に對

する困難だ、検討しなければならぬというの、財源の五十億にとどまるように聞えるのであります。私はそうではないと思ひます。この点を明らかにしておかないと、郵政省では財源の五十億だけで調停案をまなかつたという結論も誤解を生みますから、この点だけであるのかどうか、これはこの際一つ明らかにしておいていただきたいと思ひます。以上の問題について郵政省と公社側から、それぞれ一つ私の質問に對する明らかなる御回答を願ひたい。
○伊東政府委員 御質問の点はよくわかりました。そこで郵政省の立場において検討する内容については、先ほど御答弁申し上げた通りでございます。これ以外にどうかというような問題については、由來郵政省の争議は今始まつた問題ではなくて、以前からずっと経路をたどつておるのでございまして、いろいろの事情もございましてと思ひますから、その関連の問題については直接その御に當つておる人事部長からお答えさせたい、こう考えます。
○大塚説明員 今度の調停案をのむかのまにかというところにつきまして、郵政省当局で最も問題になっておりますのはどういふ点かという松井委員の御質問に對しまして、政務次官から調停案に示された千二百圓の数字の根拠というものが、われわれ及び関係方面、あるいは一般世論というものを納得させ得る根拠であるかどうかというのが第一の問題、次に財源について予算上あるいは財源的に見て果してどう処理し得るかというのが第二の問題だということ、最も問題になるのはどういふことかというところに対して、二つの重要な点を政務次官からお答え

申し上げた次第でございます。それに
関連しまして多少こまかい点がある
と思ひますが、せんに詰めれば結局そ
の二つの点が根本ではないかと存じて
おります。

○堀井説明員 たいまつ松井委員から
御指摘になりましたように、三つの難
点は全く同様に感じている点であ
ります。そのいずれもがみな相当重要
なものでありまして、その三つが解決
できませんと、ちょっと今ここで具体
的なお答えがいたしかねるというわけ
であります。

○松井委員 公社側の方はその中身
については、はっきり答えられないと
いうことでございます。公開の席でも
ありますから、いろいろあるうと思ひ
ます。あらうと思ひますが、これだけ
はお答えできませんか。たとえば調停
案に示された額をのんだ場合、予算措
置を講じなければならぬ。その場合
に、財政面では独自におやりになる
かなれないか、この点についてお答え
ができるかどうか、一つお答えを願ひ
たい。

それから郵政省側の大塚人事部長に
再度お伺ひしますが、二つの理由だけ
で、郵政省は政府の一環でございます
から、政府全体としての調停案に対す
る考え方、政府全体としての公務員の
給与体系、あるいは公共企業体等に関
する給与体系、そういう政府全体の給
与、労働政策の関係はございません
か。これがあると、どうしてもおっ
しゃらないが、これはございません
か。郵政省で今の二点、財政問題とも
う一点おつしやいましたことが見通し
つけばおやりになれるのですか。その
点を明らかにしないと、郵政省と電電

公社だけが調停案に対してのめない場
合、それだけの責任をかぶらなければ
なりません。そうですか。そうではな
いじゃないですか。その点ここは国会
でございませうから、はっきりしてら
いたい。

○大塚説明員 先ほど私が説明申し上
げました中に、千二百円という数字
が、われわれ及び関係方面、または世
間を納得させ得るかどうかというよう
なことを申し上げましたが、その関係
方面といひますのは、政府内部におけ
るわれわれに關係ある財政当局、ある
いはその他政府一般の關係方面とい
うようなことも含むわけでございます
で、そういう方面で郵政省が千二百円
基準内賃金を上げることが、十分
納得し得るかどうかという点が問題
だということば、先ほど申し上げた通
りでございます。予算措置、財源等に
ついても同様に、その検討とか問題と
かいひるのは郵政省だけの問題ではな
し、ほかとの關係において予算、財源
等についても問題があることはもちろ
んでございませう。

○堀井説明員 私どもは、三十二年
度の予算はもうすでに提出されてお
ります。従つて三十二年度に対する措
置としましては、やはり予算措置を講
じたいと実行ができません。またベ
ース・アップの問題は、単に三十二年
度ではないのでありまして、三十三年
度、三十四年度と将来にずっとまた
がつて恒久的に資金調整をしなければ
なりません。従つてそういうことにつ
きましては十分検討をして参りませ
んと、将来の五カ年計画を設定する上
において、非常に大きな影響を及ぼす
のであります。またこの予算措置がで

るといたしまして、先ほど御指摘に
なりました三つの事項というものが
な関連をしておるのでありまして、私
どもだけで予算措置ができるからとい
うだけで、すぐ結論を得ることはな
かなか困難であります。従つてそうい
うような關係を十分に検討して参り
たい。大体私どもは、全従業員に對し
て千二百円のベース・アップをいたし
ますと、予算措置をしないではならぬ
金額が約三十五億円でございませう。

○松井委員 これでやめますが、もう
一点はつきりしておいていただきたい
のです。先に大塚人事部長からおえ
答願ひたいのですが、よくよく政府全体
の問題だという点が明らかにされて参
りました。しかし公労法の立場から
いへば、政府全体の給与政策よりも、
郵政省と全通従業員組合との間の団体
交渉が優先するというのが公労法の建
前である。これはお認めにならない
と、またあとで問題が起ります。が、
この点について明確にお答えを願ひ
たい。

それから電電公社側にお伺ひしま
す。これは当然政府の財政担当關係の
方からいろいろの意見がございま
しょう。けれども、やはり公社は郵政
省職員とは趣きを異にいたしてござ
いますから、自主財源でできる場合は、
団体交渉でやれば、これは八割以上ウ
エントを持つことが明らかであります
が、そうであるかどうかということ
を明らかにしてほし。

最後に郵政省と、電電公社が兩者と
も組合は——ある組合は御承知のよう
にすでに調停案をのんだ組合もある。
ところが当事者側のめないところも
ある。それから今のもうとして必死に

組合で機關の協議を続けているところ
もございませう。そうすれば、かりに公
者が今の調停案をのめば、国民に一切
迷惑をかけることなく、今のベース・
アップの戦いはきまりがつくわけ
です。そのことは、兩者がめば、そう
いうことになるのでありますから、そ
うの努力をいたしたかなければなら
ない。けれども、そのための御努力をな
さる考であるかどうか、やりつばな
考であるか、この点も兩者で明らか
にしておいていただきたいと思ひ
ます。

これで私の質問を終わりますから、こ
の二点を繰り返しますが、郵政省側
の方は、政府關係の方の理由もあるとい
うこと、これも明らかにいたしました
が、しかし公労法の立場からいへば、
団体交渉の要結が、法的に見て一番正
しいことであるから、この点を御
確認なさるかどうかという点、それ
から最後に伺ひましたやはり兩者がめ
ば、これは平穩裏に国民に迷惑をか
けずに済むのでありますから、のむ
ように御努力をなさるうとするのか、
あるいは検討々々というところで、多少
の紛争が起きても、やりつばなそうと
するの、この点の態度を明らかにし
てほしい。公社側の方は、団体交渉の
結果、財源の点について自主財源で可
能ならば、この方に解決のウエントを
八〇%以上持たなければならぬとい
う立場にあり、あるいは団体交渉の性質
があるのでありますから、この点につ
いて、そうお考えになつておられるか
どうか。最後には、郵政省と同じよう
に、やはり国民に迷惑をかけないため
に、組合がのんだならば、理事者側が
のめば、これは解決することでありま

すから、そのための御努力をおなさ
りになるかどうか、これを明らかにし
ておいていただきたい。

○伊藤政府委員 公労法による団体交
渉権が優先するということは、その通
りでございます。ところでやはり予算
処置の關係がございまして、その点
に今苦心をいたしておるのであります
から、一刻も早く紛争を要結したい
という熱意については、きょういろいろ
意見が出ました点についても、われわ
れはある程度なるほどという点もござ
いますので、できる限り早急に、とい
うと期日もないようでありますけれ
ども、なお一つ委員諸君の御意見等も
よく尊重したいと考えております。

○堀井説明員 私どもは調停案を示さ
れておるのでありますから、直ちに団
体交渉を検討の上進めたいという考
えでおります。そうしてまたできるな
らば、この紛争を兩者の協調によつて
みやかになくしてしまひたい、国民に
迷惑を及ぼさないようにしたいとい
う意思におきましては、最も強くわ
れわれは感じております。

〔松前委員長代理退席、委員長着
席〕
○上林山委員 議事進行について。春
季闘争の問題は、大局的に冷静に判断
して、国民に迷惑を及ぼさぬように一
日も早く解決をしなければならぬとい
う趣旨については賛成でございます
が、これとは別に、私の議事進行につ
いて委員長にお伺ひをいたしたいの
です。

社会党の熱心なる申し入れ等もあつ
たと聞いておりますが、そういう事情
で、両党が話し合つて、常任委員長
五人が社会党に割り当てられた。当委

委員長には松井君が御就任になった。これはやむを得ないことであります。が、両党が話し合った以上、お互いがこれを尊重して、委員会の運営というもののできるだけ円満に公平にやっていただかなければならないわけであります。不肖私も委員長をしたこともあります、ほかの委員会の状況も見ておりますが、私は当委員会のように、再三再四委員長が委員長の席を離れて、委員の席に帰って自分が質問をしておる委員会はありません。これは国会法によれば、委員長であっても当然発言はできるわけです。また委員に自分がなりかわって質問することも自由です。しかし委員長というものは、何といっても大局的に円満にできるなら中立的な気持で委員会の運営をはからなければならぬのです。だから理事会などでみんなが申し合せをして、これは委員長の発言とした方が適當であるというような場合、あるいは一年に一回か二回、よほどやむを得ない場合に、委員長が他に席を譲って、委員となって発言されることもいいでしょう。けれども、私は先般から当委員会の状況を見ておりまして、あまりにそういうことが多過ぎはしないだろうか、こういうように考えるのです。決してこれは違法ではありません。違法ではありませんが、いい意味の習慣、いい意味の慣例と申しましょうか、そういうような意味において、委員長はどうお考えになりますか。これからも今までと同じように、再三やはり委員長の席を離れておやりになるつもりでありますか。それであるとすれば、わかれわれはそれに従って、またいろいろ適当な考えもあるかと思います。

るが、願わくば理事会で申し合せた事項について、これは委員間の発言が一番適當である、こういうような場合には委員長席から堂々とおやりになることが、私は非常にきれいに見える。またよほど万やむを得ないような事情で——今の問題は森本君など、あるいはここにおられる井手君など、なかなか遠識の士がおられて、ほかの議員が発言中なのです。そういう場合に、委員長が席を離れてわざわざ発言するのは、それはあなたはいいと思っておられるか、あるいはぬが、あるいは社会党の諸君も、ここでもいいと言っておられる方もいるようだが、私はあまり感心しない。そういうやり方は今後できるだけの委員に発言の機会を多く与えて、そうして委員長は委員長としての職責を十分に遂行していくというやり方が、私はあなたのためにいい結果をもたらすのではなからうかと考えるのですが、これはしかし委員長の良識によって御判断になってけっこうであるが、私はどうも私どもの今までやってきた立場から考えますと、あまりいいやり方ではない、こう思っておりますが、御見解を伺いたいと思います。できるなら御善処を願いたいと思います。

○松井委員長 私に對する御注意を兼ねての質問でございますから、お答えをいたします。御承知のように、国会法も引例されましたが、国会法に基けば、委員長は理事をして委員長席に着かせて、討論を行うこともできるのであります。その場合の討論は、あなたの今の今の御趣旨と違ひまして、やはり委員長は所屬政黨の委員長である限り、討論をやる場合には、法案に對する反對討論

もございましょう。賛成討論もございましょう。その道は国会法、衆議院規則で認めておるのであります。違法をやつておるわけではございません。それから本日の場合、私が質問したのは、委員長席から質問するのは失礼に当ります。委員に返つて質問するのが委員長の場合でも妥当だと私は思います。従つて委員席にもどつて質問を申し上げた。特に委員席にもどつたけれども、委員長である限り、やはり質問の本身はその日の理事会における理事諸君の意思を体して質問するのが妥当だと思います。本日この問題を質問しようというのは、一番先に橋本理事の方からお話がございまして、森本理事、すなわち与、野党の理事諸君が話し合つて、本日これをただしておこうと、こういうことになった。その場合に、何かこう問題が起きているので、社会党だけが、労働組合の立場だけで質問を申し上げるようなことは理事諸君の、全体の委員会の意思ではございませんで、その点を明らかにするために、私は質問いたしましたのでございます。今後そういうことを続けるかという御質問でありますが、やはり委員会の運営上必要の場合は、委員長は良識に従つて今後もやることであるということをお答え申し上げておきます。

○上林山委員　私は先ほどから事を分けて話しておるのでありますが、決してあなたがやっておることが違法だとは言つていないのです。国会法にはそう書いてあるのだから、国会法通りやればそれでよろしい、こういうのであれば、何をか言わんやなんです。ところがいい習慣というものは守つていかなければならぬ。法律は最低のいわゆ

る基準を示しただけにすぎないので
す。それよりもいい習慣があったら、
そのいい習慣を、いい慣行を委員長
はやはりお守りになる方がきれいに
見える。そこで私が言いたいことは、
委員長の発言というものは、いい慣例
によると——今案屋裏を承りました
が、理事諸君と打ち合せをされて、で
きるだけ中立的な、あるいは委員会全
体の空気を反映するような意味で発言
される場合は、委員長席から堂々とお
やりになつても決して失礼にはならな
い。これは当然のことなんです。それ
ならけっこうです。けれども、わざわざ
委員長席を再三離れて、あるいは理
事会の承認を得ないで離れる場合も
あったかと私は思うのでございます
が、そういうようなことはできるだけ
おやりにならないで、やはり委員長は
委員会全体の運営を、できるだけ大局
的に、しかも中立的な立場でおやりに
ならなければ、運営はうまくいかぬ
です。そういう意味から私は申し上げ
ておるのであつて、今後またまにはや
ると、こういうようなふうに言われた
から、私もこれ以上は言いませんが、
できるだけそういうことは少くして、
そうしてあなたは委員長という立場
で、できるだけ委員会の活動をされる
ことを私は期待いたしておきます。こ
れ以上は申し上げませんが、お互いに
一つきれいに見えるような運営をして
いただきたい。これは私の希望です。
○松井委員長　希望でございますか
ら、御注意承わっておきますが、私も
断続六年当委員会の理事をやつてお
りますので、当委員会の伝統はよく存
じておりますから、良識に従つて運営
をしていきたいと思ひますから、御協

を願います。

他に御質疑はございませんか。他に御質疑がなければ、明日午前十時から理事會、十時半から委員會を開催いたしますので、御出席を願います。

本日はこれにて散會いたします。

午後零時五十一分散會